

# 北海道建設業審議会

## 第2回 品確法取組方針等検討専門委員会

### 議事録

日 時：平成27年5月28日（木）9時45分～

場 所：かでの2・7 7階 710会議

事務局（田中課長）

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、北海道建設業審議会の品確法取組方針等検討専門委員会の事務局を担当させていただいております。北海道建設部建設政策局建設管理課技術管理担当課長の田中でございます。

これから、第2回の品確法取組方針等検討専門委員会を開会します。

なお、本日は、篠田委員、砂田委員については所用により欠席されております。

最初に、第1回 品確法取組方針等検討専門委員会をご都合により欠席されております、安達委員をご紹介させていただきます。

民間有識者として

● 一般社団法人中小企業診断協会北海道支部 常任理事

安達 陽子 様 でございます。

安達委員

安達でございます。よろしく申し上げます。

それでは、次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、事前に送付させていただいた資料から一部修正させていただいておりますのでご了承願います。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の議事次第、次に右肩の **1** とありますのが委員名簿、次に **2** が本日の出席者名簿、次に **3** が配席図、次に **4** 審議会条例・施行規則（2枚）となっております、

さらに、本日の議事に係る資料として、資料1～資料5と前回の「議事録」や「品確法」等の改正概要などの参考資料として、参考資料1～参考資料6を配布させていただいております。

もれ等、ございませんでしょうか？

なお、本専門委員会は、道が定める「附属機関の設置及び運営機関の基準」に従いまして、公開とさせていただきますとともに、議事録につきましても、道のホームページで公開することになってございますので、委員の皆様には、あらかじめ、ご了承をお願いいたします。

ここからの進行は、石黒委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

石黒委員長

小樽商科大学の石黒です。よろしくお願いします。

早速、第2回専門委員会の議論に入りたいと思います。

本日は、事務局から取組方針の見直し工程、第1回検討専門委員会における議論、公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインについて、説明を受けた後、新たな取組方針の骨子(案)について、議論を進めたいと考えております。

それでは、議事の 1) 【取組方針の見直し工程の確認】について事務局から説明をお願いします。

事務局(関主幹)

では、議事次第 1 番目 取組方針の見直し工程の確認についてご説明いたします。

資料1をごらんください。

取組方針見直し工程について、前回もお示ししましたが、再度確認させていただきます。

国の動向が左側の欄、道の対応が右側の欄になります。

国では、昨年度に品確法の改正、基本方針改正、運用指針策定までが実施されており、この5月15日に、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」が作成されたところです。このガイドラインの概要については、後ほど説明いたします。

道としては、こうした品確法等の改正の動きを踏まえて、平成19年に策定した本取組方針を見直すべく、昨年10月に北海道建設業審議会において、本専門委員会の設置を了承いただき、去る3月18日に第1回の専門委員会において、新たな構成案等の議論をいただいたところです。

本日が2回目の開催となり、骨子案について議論いただきたいと考えております。

今後は、第3回として、7月中旬頃を想定しておりますが、本日の意見等を踏まえて、修正・加筆した素案の議論をいただき、その後、8月には、意見聴取を実施する予定としておりまして、パブリックコメントに加え、各地方建設業協会と各市町村の意見聴取を行うことを考えているところです。

その後、それらの意見を踏まえた修正を加えまして、9月中旬頃を想定しておりますが、第4回で原案についての議論をいただき、本専門委員会において案をまとめ、最終的には、親会である建設業審議会へ報告し、成案として決定したいと考えているところです。

石黒委員長

ただ今、事務局から説明のありました【取組方針の見直し工程確認】について、何か、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【意見なし】

石黒委員長

それでは、議事の 2) の【第1回検討専門委員会における議論等について】事務局から説明をお願いします。

事務局(関主幹)

では、資料2で説明させていただきます。議事録については、参考資料1として配布させていただいています。

まず、第1回の議論について、簡単に振り返っていただきますが、主な意見については、1つめは、適正な利潤を確保するための予定価格設定や債務負担行為の活用といった発注者の責務について、「運用指針」を適切に反映することが重要だという意見をいただきました。

2 つめは、調査・設計における多様な発注方式については、地域の実情等を踏まえることが必要といった意見

3 つめは、市町村への支援がポイント、建設技術センター等外部機関の活用が重要といったご意見がございました。

こういった意見を踏まえて、検討した骨子案をご説明させていただきます。

次に、前回の専門委員会において、次回、回答させていただくと保留させていただいた項目について、3点ございました。

1点目は、市町村への支援に関して、技術系研修会や工事監査検査への立会等の実績を教えてくださいたいと、砂田委員からのご質問

2点目は、ダンピング受注の実績の有無について、宮永委員からのご質問

3点目は、調査・設計における一般競争やプロポーザル方式はどのような業務分野で実施しているのか教えてくださいたいと、篠田委員からのご質問です。

資料をめくっていただいて、1点目につきましては、市町村職員の道の技術研修会への直近3年間の受け入れ状況を表にしておりますが、昨年は、年間730名の受け入れを実施しております。

主な研修を右側に示しておりますが、技術職員の専門研修（新規採用）、（中堅技術職員）などの土木系の研修や建築技術研修、林務系の路網整備技術者研修会などで参加を受け入れているところ。

中段は、道の工事完成検査への臨場立会の状況ですが、土木工事では、H18から制度を開始し、建築工事ではH21年度から実施しております。H24、25年度あたりは、少し参加者が減少したこともあり、昨年、制度の一部改正をしまして、それまでの道側が臨場工事を指定していたものを改めまして、工事内容等について、市町村の要望を聞いたうえで、臨場工事を設定することとしまして、昨年は21市町村40名の参加がありました。

制度開始以降、これまで91市町村が参加している状況です。

2点目の質問については、特段資料は添付しておりませんが、ダンピング受注の実績についてですが、道では、ダンピング受注の防止対策の1つとして平成21年7月の低入札調査基準価格の引き上げや平成22年4月の失格判断基準の引き上げを行っており、近年においてはそういった（低入札調査基準価格を下回った者との）契約実績はありません。

資料めくっていただいて、3点目の委託業務における契約状況についてですが、一般競争入札の実績としては、ごらんのとおりとなっております。主に、簡易な測量や保守点検、物価調査等の業務が各部署で実施されております。なお、建設部における平成24年度の本数が、多いのは、この年は、国の緊急雇用対策として、雇用交付金といった補正予算があり、これを活用した調査関係を実施した際に、一般競争入札で実施しているものです。

プロポーザル方式の実績についてですが、建設部と農政部で実績があり、その他総合政策部の航空局での実績がございます。主な業務内容としては、農業農村整備事業の計画策定に係る技術資料作成や道営住宅の基本計画、航空ネットワーク需要拡大調査など知識や構想力、技術力等を必要とする業務での実績となっております。

議事2の説明は以上です。

石黒委員長

ただ今、事務局から説明のありました【第1回検討専門委員会における議論等について】何か、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

宮永委員

ちょっとダンピングのことで質問した関係で、最低制限価格を引き上げたことで、ダンピングという言葉のイメージが何を指しているのかがちょっと不明瞭になっているのではないかと思います。それと予定価格と最低制限価格と、この幅ありますよね。それを、どう解消していくのかということ。逆に予定価格に近づくことが品質を確保するために必要なことということも出てくる可能性もあるんですね。そういった部分の議論というのは、どうしてやったらいいのかなって、ちょっと悩んでいることもあるものですから、ダンピングという言葉が余りにも表に出過ぎている感じがするんですね。特に、土木工事というのは、単品の屋外生産ですから、工場生産と違って、あるいは出来た製品を売るといような性質のものではないので、余り言葉して適切ではないのではないかなという感じがしているものですから、ちょっと意見させてもらいました。

石黒委員長

ありがとうございました。今の意見に事務局の方で何かございますか。

見直し案をつくる上で、今の御意見も踏まえて検討させていただきたいということで、その関係で、御意見として書いていただければと思います。よろしくをお願いします。

その他の点については、いかがでしょうか。宿題をお出しになられた委員の方で、本日来られていない方もいらっしゃるわけですが、それは事前に確認とかをとって。

それでは、議事の 3) の【公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインについて】事務局から説明をお願いします。

事務局（蛭川主幹）

本年5月に策定されました「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」は、改正品確法の柱の一つである「多様な入札契約方式」について体系的に整理し、入札契約方式の選択または組み合わせの際の、各発注者に対する支援ツールの1つと位置づけられています。

また、各発注者が、工事の性格や地域の実情などに応じた適切な入札契約方式の選択をする際、参考に出来るように具体的な取り組み事例を盛り込んだ点が特徴となっているところです。

本日説明いたします「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン（案）」は、本年3月に開催された国の発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会で示されたものとなっております。

1Pをご覧ください。

最初に、国から示されているガイドラインの位置づけ（背景）についてですが、現在、中長期的な担い手の確保、行き過ぎた価格競争の是正、地域のインフラメンテナンスや維持管理、発注者マンパワー不足、受発注者の負担軽減等の課題が顕在化しているところ。

このため、多様な入札契約方式の中からその事業における、最も適切な入札契約方式が選択されることが必要。とされているが、現在、その運用が画一的となっている状況。

一部先ほどと重複しますが、品確法の第十四条において公共工事の性格、地域の実情等に応じ、

多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができることがガイドラインに明記。されたところ。

このような背景を元に、改正法の基本理念の実現に資するため、多様な入札契約方式の導入・活用が図られるようガイドラインが策定されたところ。

2 Pをご覧ください。

こちらでは、ガイドラインの構成を示しています。

ガイドラインは、本編と事例編からなっており、本編では入札契約方式の概要や選択に係わる基本的な考え方を解説し、事例編では、活用した背景、活用の効果などの適用事例が紹介されています。

3 Pをご覧ください。

事業プロセスにおける入札契約方式の選択時期について、

ガイドラインでは、事業の調査・設計などの上流部分から工事の入札契約方式の選択や工事に関する事項などの下流に至る基本的な考え方等を示しているところ。

契約方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法、支払い方式などが示されております。

4 Pでは、CM方式や事業促進PPP方式等の発注者支援に係わる方式の活用が示されているところです。

CM方式は、工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式で、事業促進PPP方式は、調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式です。

国においては、東北震災復興工事のうち、河川激甚災害や膨大な延長のある復興道路事業などでこれらの方式が採用されているところ。

5 Pをご覧ください。

調査及び計画業務の調達、及び工事の調達において活用される入札契約方式は、工事の性格や地域の実情等に応じて、設計・施工一括発注方式やECI方式、技術提案・交渉方式など、各方式それぞれの特徴や期待できる効果、適用にあたっての留意点を整理したものとなっているところ。

その中から適切な方式を選択し、組み合わせて適用することが示されているところ。

6 Pから8 Pにかけて、入札契約方式の選択時に考慮する事項、入札契約方式の概要及び選択の考え方、方式の概要などが示されております。

また、9 P以降には方式を選択した際の背景や効果などの事例が整理されており、各発注者が、工事の性格や地域の実情などに応じた適切な入札契約方式を選択する際、参考に出来るように具体的な取り組み事例が示されているところです。

以上でございます。

石黒委員長

ただ今、事務局から説明のありました、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインについて」何か、ご質問等はございませんでしょうか。

川島委員

次の、見直し案に関係するので、感想なのですが、この国交省のペーパーというのは、大規模工事で、かつ特殊工事というものもオールジャパンで考えるとあるので、これだけ多様ないろいろなことが考えられているのですけれども、北海道が現在発注しているような工事に、これをどんどん適用していくということはほとんどないのではないかと、こんなことをやっている、発注者のほうの作業が膨大なものになって、とてもこなせないというふうに思われます。また、我々受注者も最近、入札制度、契約制度が逆に複雑になり過ぎて、毎年のように変わり、それに対応するのに必死なのです。ですから、もっとオーソドックスで簡素な公平透明性型競争が担保されるものが必要だと。ですから、国交省の今回のこのガイドラインは、北海道にはほとんど当てはまらないというか、マイナスになるのではないかとというふうに私は思います。

ただ、幾らかやれるとすれば、例えば特殊な工事でPPPであるとか、複数年契約であるとか、我々から要望させていただいているところもありますけれども、ここにあるように体系的に出されると、余りにも多過ぎてというか、逆に言うと複雑で、取り込むのが大変ではないかというふうに思います。以上です。

石黒委員長

ありがとうございました。ただいまの御意見について、何かございますか、事務局。

事務局（関主幹）

今の中身を踏まえて、資料4、5で説明したいと思います。

高野委員

今の御意見、ごもっともだと思うのですが、一部、包括発注方式ですとか、手元にございます複数年契約方式ですとか、あるいは維持管理付工事発注方式なんかについては、割と規模が小さなもので効力を発揮するものもあるので、あながち全てが北海道の事業に、あるいは大規模の事業にしか当てはまらないということではないと思います。この辺、包括発注方式については、どういうものを包括発注方式というのかという定義は別にすると、以前よりも道の工事でも、いろいろ維持の面での包括的なやり方が進んでいるというのがあると思いますので、その辺はこなしていくというか、吸収していくものの一つとしてはあり得るのではないかという感じもします。

石黒委員長

ありがとうございました。

それでは、議事の4)の【見直し骨子(案)について】、事務局から説明をお願いします

事務局（関主幹）

では、本日の議論の中心である骨子案についてご説明いたします。

本日は、主に、ここで、お示しする取組方針について、道が取り組む内容について、漏れが無いかといった視点と、掲げた取組における留意、配慮する事項の過不足、さらには、取組をより一層効果的に推進するうえでの、それぞれのお立場でのご意見等について、ご議論いただきたいと考えております。

資料4及び資料5により、骨子案を説明します。

骨子案は資料5となっております。そのポイントを絞った概要版が資料4となります。説明は資料4に基づきさせていただきます。資料5を適宜参照しながらみてください。

資料4の1頁は、骨子案のポイントをまとめたものとなっております。

改正の趣旨は、防災・減災、老朽化対策、維持管理など担い手としての建設業の役割が増大していること、建設投資の減少や競争の激化等、現場の技能労働者の高齢化、若年入職者の減少等といったことを背景に、現在及び将来の公共工事の品質確保に加え、その担い手の中長期的な育成・確保の促進といった新たな理念を追加した品確法及び基本方針の改正等を踏まえ、平成19年8月に策定した道の取組方針を見直すものです。

見直しのポイントについて説明いたします。

全体の見直しのポイントとしては、太字で示しておりますが、現行の取組方針は、主に、総合評価落札方式の導入に関する方向性を中心に記載していたものであり、発注関係事務の適切な実施といった内容については、ふれていないものでした。

このたび、改正された品確法、基本方針に加え、新たに策定された運用指針を踏まえて、これまで進めてきている取り組みを改めて位置づけることも含め、道の公共工事の品質確保に関する基本的な取組の方向性について見直しを行います。

章立てごとに、現行取組方針からどのように見直しを行ったかという、主なポイントについて、その下に整理しております。

第1章の取組方針の位置づけ及び目的と第3章の品質確保の意義には改正された品確法の新たな理念である「担い手の中長期的な育成・確保を図ること」を追加しております。

第4章の品質確保に向けた取組方針は7つの柱立てに分けて方向性をまとめておりますが、それぞれのポイントについて記載しております。

1つめの「発注関係事務の適切な実施」につきましては、品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の適正な設定やダンピング受注の防止、計画的な発注や適切な設計変更など発注関係事務の適切な実施に係る道の責務を明確化しました。

2つめの「資格審査などにおける技術力などの適切な反映」については、入札契約手続きの各段階において、中長期的な技術的能力を確保するため、若年技術者等の育成や災害時の工事実施体制の確保等の状況についての審査、評価に向けた考え方を追加しております。

3つめの「多様な入札契約方式の導入・活用」についてですが、総合評価落札方式の充実のほか、地域における社会資本の維持管理に資する包括発注方式や段階的選抜方式等多様な入札契約方式の導入・活用に向けた考え方を追加しました。

4つめの「工事の監督、検査等の充実強化」については、現場の施工体制等の適切な確認や受注者との協議等の迅速化、情報共有の強化など工事の監督、検査等の充実強化の方向性を明確化しました。

5つめの「設計・調査における品質確保の推進」については、発注関係事務の適切な実施に係る取組や総合評価落札方式、プロポーザル方式等、業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の

導入活用に向けた考え方を追加しました。

6つめの「担い手の育成・確保の取組」については建設産業支援プランに基づく各種支援施策、適正な下請け契約の締結や社会保険等への加入促進等に関する事項を追加

7つめの「市町村への支援」については新たに設置します発注者協議会・地方部会を活用した市町村との情報交換や支援策の充実に関する事項を追加しております。

第5章の「取組の進め方」については、本取組方針に基づく取組状況をまとめ、親会である北海道建設業審議会に報告、公表するとともに、同審議会等の意見を踏まえ、次年度の取組を検討するなど計画的に進めることを追加しております。

資料めくっていただきまして、2頁目、見直し骨子案の全体構成を現行の取組方針との比較でご説明いたします。

赤字部分が改正部分、青字の部分が、社会情勢等の変化を反映した部分となっております。

見直しの骨子案は、先ほど1枚目で説明した改正の趣旨からはじまり、第1章が「本取組方針の位置づけ及び目的」として、品確法の改正を踏まえ担い手の中長期的な育成・確保等により、国及び市町村と相互に連携協力しながら現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図るとして改正します。

第2章は現行取組方針と同様、「公共工事を取り巻く状況」としまして、昨今の社会情勢等の変化を反映し修正しております。

1つめの北海道の社会資本整備にかかる細かな項目としまして広大な面積や厳しい気象条件といった社会資本をめぐる本道の特性、

人口減少社会への対応

厳しい財政状況

災害リスクの高まり

社会インフラの老朽化

バックアップ機能の発揮

庁内体制の状況

について記載することとしております。資料5では2頁に、そのエッセンスを記載しております。

次回の素案に向けて、現在、最新のデータ収集を実施しておりますので、次回の素案の際には、グラフなども用いながら、背景となる社会情勢等について整理してまいります。

2つめの北海道の建設業にかかる細かな項目としては、現行の取組方針の項目と同一とはしておりますが、こちらについても最新のデータ等を整理してまいります。

第3章は「公共工事の品質確保の意義」としまして、基本的な考えについては、現行では全体についてまとめた記載としておりますが、今回は、第4章で示す7つの柱ごとの考えをそれぞれ記載することとしております。

詳細については、本文の3頁、4頁になります。

意義に関しては、今回の法改正の趣旨を反映することと、背景については、第2章の取り巻く状況との整合を図った内容で記載しております。詳細は割愛させていただきます。

次、資料4を1枚めくっていただきまして第4章の「品質確保に向けた取組方針」となります



が前回の構成案でお示ししたとおり、大きく、発注関係事務における取組とその他に分類したうえで、とりまとめており、発注関係事務における取組については、5つの柱ごとの取組の方向性を記載する形としております。

柱の1つめが、「発注関係事務の適切な実施」として新たに追加しまして、そこに掲げる3つの項目ごとに方向性を記載する形としております。

2つめの柱「資格審査などにおける技術力などの適切な反映」としてそこに掲げる4つの項目ごとにわけて記載しております。

赤字示した3番目「中長期的な技術的能力の確保に関する審査」、4番目の「学識経験者の意見聴取」に係る取組は、現行の方針の中には、関連する記載が無い項目となります。

3つめの柱は「多様な入札契約方式の導入活用」として、そこに掲げた5つの項目ごとに記載する形としております。

現行では、総合評価方式のみの記載となっておりますが、今回は、総合評価落札方式も含めた多様な入札契約方式の導入活用の方向性を記載しております。

当該項目の記載にあたっては、さきほど説明しました国の「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」も参考として検討しております。

4つめの柱が「工事の監督、検査等の充実強化」としまして、5つの項目にわけて、赤字で示した4つが現行の方針に関連する記載の無い項目となっております。

5つめの柱は「調査設計における品質確保の推進」としまして、4つの項目のうち3つが新たに記載した内容となっております。

次、資料4をめぐっていただき4頁となりますが、その他の取組として6つめの柱として、「担い手の育成・確保の取組」として前回の項目を中に取り込むとともに、新たに「労働環境等の改善の推進」の項目を追加しております。

7つめの柱は「市町村への支援」として、「発注者間の連携強化」の項目を新たに設けました。第5章の「取組の進め方」につきましては、計画的な進め方について、さきほど1頁目で説明したとおりに修正しております。

以上が、全体構成となっております。

続きまして、資料をめぐっていただきまして、本日の議論の中心となります、第4章の「品質確保に向けた取組方針」における取組の方向性について、ご説明いたします。概要については、簡潔な記載としていますが、本文は、運用指針の記載等を参考にしながら、本来の取組の目的等がわかるよう、かなり書き込んだ内容としております。また、平成17年度より実施してきた「建設業経営効率化の取組」についても、取り込む形で検討したものととなっております。

ここからの資料の表示方法についてですが、黒字で記載していますが、これまで既に取組を

始めており、引き続き実施していく取組で、赤字で記載していますが、新たな取り組みの方向性を示したものとなっており、新たな取り組みについては、今年度より取組をはじめの内容も含めて整理しております。

なお、本文の記載頁についても記載していますので、必要に応じて参照しながら、説明をお聴きください。

では、1つめの柱である「発注関係事務の適切な実施」についてですが、資料5は5頁、6頁となります。

1つめの項目は、「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保可能な予定価格の適正な設定」これに関する取組については、現場の実態に即した施工条件を明示するなど適切な設計図書の作成を行うことや最新の取引価格等を的確に反映した積算の実施、いわゆる歩切りは厳に行わないといったこれまで取り組んできた内容を改めて明確にしたもので、4つめの「予定価格に起因する入札不調等の防止を図るため、見積もりを活用するなど適正な予定価格の設定を行う」取組につきましては、橋梁補修などの工事において、歩掛と実態が合わないといった課題に対応し、今年から試行的な取組を実施することを検討しているところでございます。

2つめ、ダンピング受注の防止については、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定すること予定価格は事後公表といった取組を改めて明確にすることと、3つめの入札金額の内訳書の提出義務化については、今年から、全ての工事に拡大しております。

3つめ「計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更の取組」についてですが、債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化について記載しており、国では、年度途中からの債務負担行為を活用した工事発注にも取り組みを始めていることから、これらの動きを踏まえながら、今後道としても検討を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、発注見通しの統合した公表や適切な工期設定、選択工期制度の活用のほか、設計変更に関して、金額及び工期の適切な変更、スライド条項適用の迅速な対応設計変更の手引きの充実や関係職員への周知など事務の円滑化・迅速化といった取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。

資料めくっていただきまして、6頁 資料5は6頁から7頁となります。

「資格審査などにおける技術力などの適切な反映」は4つの項目でまとめておりまして、1点目、「有資格業者名簿の作成に際しての資格審査」については、経営状況、工事成績評定、防災活動への取り組み等適切な項目を審査することに加えまして、社会保険等未加入業者を元請業者から排除する取り組みについては、平成27・28年の資格審査の際に導入したところです。

2点目、「個別工事に際しての競争参加者の技術審査等」については、工事の性格、地域の実情等を踏まえた施工実績や地域要件など適切な競争参加資格の設定を行うことや、維持管理業務で既に導入しております、地域に根付いた事業協同組合等が競争に参加することができる方式の活用を引き続き進めること、災害発生時の応急復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、建設業者

との災害協定を締結するなどにより迅速に選定する措置を講ずることや諸法令を遵守しない企業等の排除などの取り組みを引き続き実施していくこととしています。

3点目、「中長期的な技術的能力の確保に関する審査等」では、入札契約手続きの各段階において、若年の技術者等の育成・確保の状況、災害時の工事実施体制の確保等に関する事項について、審査・評価することを、一部には導入しておりますが、今後、更に検討していくことや、工事等優秀業者表彰制度、現場技術者の表彰制度の充実と、その結果を各段階における審査・評価へ反映する取り組みについては、引き続き実施していくこととしております。

4点目、「審査・評価における学識経験者の意見聴取」については、総合評価落札方式の実施方針等を定める場合の学識経験者の意見聴取を行うことも引き続き実施します。

資料めくっていただき、7頁です。資料5は7頁から8ページにかけて記載しています。

3本目の柱として「多様な入札契約方式の導入・活用」についてです。

まず、入札契約方法の決定に当たっては、公共工事の性格、地域の実情等に応じ、多様な方法の中から適切な方法を選択又はこれらの組み合わせにより実施することを新たに盛り込んでいます。

項目の1つめ「競争参加者の技術提案を求める方式」、総合評価落札方式における考え方を記載しております。

はじめに「技術提案の評価内容の設定」についてですが、発注する工事の内容に照らし、必要があると認める場合は、技術提案を求めることとし、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、簡易型総合評価落札方式を活用するといった現在道で取り組みを進めている内容を引き続き実施していくとともに、道の総合評価落札方式運用ガイドラインの中において、高度技術提案型は盛り込まれているものの、これまで実績が無いため、この運用については今後、更に検討していくこととしております。

技術提案の求める場合の留意事項としたしまして、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定すること、また、いわゆるオーバースペック、必要以上の技術提案については、優位に評価しないことや落札者の決定に際して、評価の方法、内容を公表し、透明性の高い制度としての運用を図るものとした考え方を記載しております。

イ 評価項目の設定等に関する事項についてですが、施工実績や配置予定者の資格等を適切に設定することを基本にして、必要に応じて、地域の精通度や新規雇用、地域の技能士の活用など地域貢献度を設定することに加えて豊富な実績を有しない若年技術者等の登用も考慮した評価項目の設定について、今後、検討していく必要があると考えているところです。

また、総合評価落札方式に組み合わせる形で、競争参加者の負担の軽減を図るため、工事の目的・内容、技術力の評価項目や求める施工計画等技術提案のテーマが同一の複数の工事を発注する場合に、提出させる技術資料の内容を同一として、一括して審査する方式、いわゆる一括審査方式について、国の取り組みを参考に、道としても導入に向けた検討を進めてまいります。

また、受発注者双方の負担軽減を図るため、競争参加者が非常に多いと見込まれる場合において、技術資料に基づき企業者数を絞り込んだ後に、詳細な技術提案の提出を求め評価する方法で

ある、段階的選抜方式についても、国の試行の取り組みを参考に検討を進めます。

そのほか、総合評価の事務の効率化を図るため、総合評価の審査などにおいて、公共工事発注者支援機関である建設技術センターを今後とも活用していくこととしています。

次に、8頁目になりますが、契約方式の選択についてです。資料5は8から10頁となります。今回、国の運用指針で示された9つの契約方式について青字で示しているのが、道として既に取り組んでいる方式、赤字が今後検討する方式です。

2番目の設計・施工一括発注方式は、例えば、市街地等のトンネルを計画する場合、開削してボックスカルバートにするか、シールド工法等にするかについては、騒音・振動などの影響や多くの埋設物や周辺交通への影響などを考慮しなければならないなど、発注者としても工法の確定が非常に難しい工事等において、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計を図る方式です。

#### 4番目の設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

これは、冒頭説明したガイドラインによりますと、東京オリンピックに向けた新国立競技場の工事で適用されている方式で、複雑な屋根の構造をしているなど、難易度が高く施工事例が少ない建築工事となるため、施工者が実施設計段階から技術協力をしながら、決められた工期内で確実に完成させる必要がある場合などに実施する方式です。

5番目の維持管理付工事発注方式は、例えば、これまで管理した実績が無いような、ダムなどにおける特殊な制御施設を建設する場合に、初期の維持管理業務を一体的に発注し、効率的な維持管理となることが期待できることや、初期トラブルに迅速に対処するなどの効果を期待する場合に実施する方式です。

6番目、7番目は、主に維持管理業務において、想定される契約方式ですが、6番目は、既に道では実施していますが、例えば道路パトロール業務と、草刈りなどの夏維持業務を一体として発注する形式や、道路維持と河川維持を一体として発注する形式などの取組も進めているところ

です。7番目は、こうした維持管理を複数の年度にわたり、一つの契約により発注する方式ですが、施工体制を安定的に確保するというメリットがあると考えていますが、複数年とした場合の最新単価の反映といった課題があると考えており、今後、検討を進めたいと考えているものです。

8番目、9番目は発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式で、CM方式と呼んでいます。CM方式は、工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式で、事業促進PPP方式は、調査設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式となっております。

CM方式の事例としては、大規模な豪雨災害後の、河川の大規模な復旧をするといった膨大な事業量を、限られた期間で実施する場合に、発注者の体制では、全ての事務をこなすのが非常に困難となった場合などにおいて、発注者によって、関係機関との調整や、請負業者に対する協議・調整・指示等を実施するなどの方式

事業促進PPPでは、東北の復興事業を推進するために、民間技術者チームが、発注者と一体

となって、調査設計段階からかわるよう、民間に委託して事業を促進する方式となっています。こうした今後検討する方式のうち、複数年契約方式を除いては、いずれも大規模な事業、工事を想定しているものであり、仕様の確定が困難な工事や、民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図る必要がある工事、施工が困難な場所などで施工者の技術を設計に反映する必要がある等、工事の性格等に応じて選択していくことを基本的な考えとしています。

次9頁目です。資料5は10頁から11頁となります。

多様な入札契約方式については、ほかに競争参加者の設定、落札者の選定方式、支払い方式の選択があり、これらを適切に組み合わせ実施していくことを基本的な考えとしています。

競争参加者の設定方法の選択としては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約とありますが、この選択の考え方としては、原則として一般競争入札を選択するものとし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合や一千万円未満で一般競争入札に付する必要は無いと認められる場合等において、指名競争入札、緊急対応のために契約を競争に付することができない場合や他の者では技術的な対応ができないため、競争を許さない場合等においては、随意契約を選択できるものとしします。

(4) 落札者の選定方法の選択については、価格競争方式と総合評価落札方式があり、価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度等に応じて選択することとしております。

なお、国においても適用のあり方などについて検討している「技術提案・交渉方式」については、現段階では、運用指針、ガイドライン等においても、詳細についての情報が少なく、検討が難しいことから、現段階では、道の取り組みの中には入れませんでした。

#### (5) 支払い方法の選択

総価請負契約方式は、道の大半の工事で採用している方式で、単価、数量精算方式は、維持管理業務において採用しているところです。

国で取り組みを進めている総価契約単価合意方式については、設計変更等の円滑化が図られることを目的としており、今後、国の状況等を踏まえながら検討していきたいと考えているものです。

なお、運用指針に示された「コストプラスフィー契約オープンブック方式」については、その解説によりますと、コストについては実費精算として、これにあらかじめ合意された報酬フィーを加算して支払う方式であり、法的な整理も含め十分な検討が必要であると記載されていることから、現段階では、道の取り組みの方向性には含めないものとししました。

以上、多様な入札契約方式の説明です。

次ページ10頁になりますが、資料5は11から12頁となります。

4本目の柱、「工事の監督・検査等の充実強化」についてですが、5つの項目において方向性を示しておりますが、「適切な監督・検査・工事成績評価の実施」においては、監督及び検査の適切

な実施に加え、工事成績評定の適切な実施のために、要領・技術基準を定めて公正な評価を実施すること、また、評価結果の発注者間の相互利用を促進するため、評定項目及び評価方法の標準化を推進すること、工事成績評定の透明化、公正化を図るため、監督員、検査員を対象とした各種研修の実施などについて記載しております。

2つめの「工事成績評定のデータベース化」については、技術的能力の審査において活用できるよう発注者間のデータの共有化を推進します。

3つめの「現場の施工体制等の適切な確認」として、施工体制を要領に従って適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁との連携を図ることとしています。

4つめの「受注者との協議等の迅速化、情報共有の強化等」については、設計思想の伝達及び情報共有を図るため、三者検討会を活用、また、受注者からの協議等については、速やかかつ適切な回答として、今年から、工事におけるワンデーレスポンスの取り組みを試行的に取り組む予定としております。

5つめの「完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、国における舗装工事の取り組み状況等を踏まえながら検討していくこととしています。

資料めくっていただいて、11頁。資料5は12から13頁になります。

5本目の柱「調査・設計における品質確保の推進」についてです。

1つめの「発注関係事務の適切な実施等」として、工事の内容と同様に分類して整理しておりますが、「適正な予定価格設定」においては、最新の技術者単価の採用、見積もり等の活用を行い適正な予定価格を設定することや必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成したうえで、設計条件等について受発注者間で確認を行うこと。また、必要がある場合は、適切に仕様書等の変更及び業務委託料や履行期間を変更するなど適切な設計変更を行うことなどを記載しています。

イ ダンピング受注を防止するため、適切に最低制限価格を設定する、また、総合評価落札方式の導入に当たっては、低入札価格調査基準を設定するなどの必要な措置を講ずる

ウ その他の品質確保の取り組みとして、発注見通しを統合して公表することや発注・業務実施時期の平準化を図ることを記載しております。

2項目目として、「業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用」業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他多様な方法の中から適切な方法を選択又は組み合わせることとし、道がまだ導入していない総合評価落札方式の実施方針等については、国の動向等を踏まえつつ、学識経験者等の意見を聴きながら検討を進めることとします。

3つめとして「競争参加者の技術的能力の審査」については、保有する資格等により技術者を

仕様書に位置づけることや、競争参加者の業務実績、業務成績、業務予定技術者の能力等を適切に審査することを記載。

4つめ「委託業務の完了検査・成績評定の実施」については、的確な評価を行い、成績評定を実施することのほか、成績評定、要領等の標準化、データベースの共有化を進めることとしています。

共有化については、今後、市町村等においても利用できるような形で検討を進めたいと考えているところ。

次に、資料をめくっていただいて12頁、資料5は13頁から14頁となります。

6つめの柱として、「担い手の育成・確保の取り組み」については、まず、建設産業支援プラン2013に基づき、各種支援施策を推進することを明記し、1つめの項目として「技術と経営に優れた企業づくりの推進」として支援プランの主な推進施策である中小企業診断士などによる指導、助言や技術力の強化に向けた支援に取り組むことに加え、本年度から強化を予定している関係機関等と連携して、道民に対して建設業の役割や重要性を広く発信することや、イメージアップに取り組む、さらには、本年度から新たに取り組む、職業訓練等を推進するといった内容について記載しています。

2つめの「労働環境等の改善の推進」については、元請下請間の関係の適正化のための指導や適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の指導、また、本年度より新たに取り組む予定としている下請業者も含めた社会保険等未加入業者の排除の実施、前金払制度の適切な運用、中間前払等の活用により、元請業者の資金調達の円滑化を図ることとしています。

資料をめくっていただいて、13頁、資料5は14頁となります。

7つめの柱「市町村への支援」、「発注者間の連携強化」の取り組みについては、現在6月の設置に向けた調整を行っているところですが、14の総合振興局・振興局ごとに、国、道、市町村で組織される発注者協議会・地方部会を設置し、この発注者協議会・地方部会を活用し、国と連携しながら、市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な取り組みを促進。

2つめの「発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援」市町村から要請があった場合には可能な限り支援することを基本スタンスとし、講習会の開催や道が実施する研修、工事検査の臨場への市町村職員等の受け入れ、各市町村に対して、積算、監督、検査等の発注関係事務に関する基準や要領について情報提供を実施すること、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化、公共工事発注者支援機関に認定された建設技術センターの活用促進としており、技術センターは既に、橋梁点検業務などで、市町村の点検業務を請け負っており、今年は、さらに多くの市町村が委託する予定ということを聞いていますが、こういった取組なども市町村に対して紹介していくことも、必要なことと考えているところです。

以上が第4章品質確保に向けた取組方針の7本の柱ごとの考え方です。

資料、最後になりますが、資料5は15頁となります。

第5章の「取組の進め方」についてです。

道の中長期的な取組方針として位置づけるとともに、社会情勢の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うことを明記し、はじめにもご説明しておりますが、毎年度、取組方針に基づく各種施策の実施状況を取りまとめて、「北海道建設業審議会」に報告し、公表するとともに、同審議会の学識経験者や受注者、市町村等の意見を踏まえて、次年度の取組を検討するなど、より実効性の高い取組の推進向け計画的に進めていくことを明記しました。

1回目の議論の中で、支援プランとの関係についてのご発言があったことから、今後の建設業の振興に向けた全体的な取組イメージを下段にポンチ絵で示していますが、本取組方針は、主に道の発注者としての責務に関する事項について、取組の方向性を示したものであり、一方、建設産業支援プランは、建設産業の進むべき方向と道としての支援策を総合的に取りまとめたものであり、建設産業の振興に向け、建設関連産業と行政が一体となって推進していく計画となっています。

今後は、この2つが、車の両輪となって、建設産業の振興、公共工事の品質確保、中長期的な担い手の育成・確保といった取組をより効果的に進めていくことが重要と考えており、こうした取り組みを一層推進することにより、将来にわたって、安全・安心な社会資本が整備されるとともに、その担い手となる建設産業が持続可能なものとなり、豊かな道民生活の実現及びその安全の確保、自立的で個性豊かな本道における地域社会の形成に寄与していけるものと考えているところです。

以上、説明が少し長くなりましたが、私の説明を終わります。

石黒委員長

ただ今、事務局から説明のありました【見直し骨子（案）について】何か、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

高野委員

幾つかあるので、まとめて言わせていただきます。

資料5ですが、最初の1ページのIの4行目のところに、「この目的として、道の公共工事の品質確保に関する」ということになっているのですが、一部、市町村への支援というか、市町村の話が入っているので、ここでの目的としては、道の公共工事の品質確保というよりも、「公共工事の品質確保に関する道の取組」と言ったらいいのかということで、少し対象を広げていただいたほうが後のつながりがよくなるのではないかなということです。

それから5ページに参りまして、これは意見というよりも質問になるのですが、(2)のダンピング受注の防止というところで、「予定価格については、原則として事後公表とする」ということで、この原則としてというのは、かなり意図的に入っている感じもするので、事後公表を認める場合もあるというような意味として、原則としてと入っているのか、あるいはそうではなくて、意図的には全て事後公表とするのかという、原則としてというのは意味ありげな言葉だなということで、これはどういう意図なのかという質問です。

それから8ページに参りまして、(2)の契約方式の選択のところ、先ほども川島委員からお話がありましたが、アからケまでの方式を整理してあって、その中から、「工事の性格等にに応じて、以下の中から選択する」というふうに、非常に全てを平等の形で書いているのですが、もう少し何か、基本的にはこれとこれだよとか、そういう重み付けのようなものをガイドラインとして出さないと、実際には毎回毎回、以下のものから選択するというようなことでやっていくとすると、かなりしんどい話になるので、少し重み付けというか、そういうものが必要な



のではないかなという感じもいたしました。

それから10ページのところで、これはちょっと国交省のガイドラインが少し書きぶりがよくないのですけれども、クのCM方式で、工事監督業務等となっているのですけれども、もともとのCMは、設計と工事監督を一緒にするという意味合いもあるので、もう少し設計もやるよということを意図したほうがいいかなと思ったのですが、こちらは大した話ではないのですけれども、次の(3)の1,000万円未満で、一般競争にする必要はないということで、一般競争、1,000万円以下という限定をつけているのですけれども、これは確かに1,000万円だと、かなり小規模だから指名競争でいい、という話はいいと思うのですけれども、1,000万円以上であっても、仮に工事の難易度が非常にやさしいものであれば、指名競争でもあり得るような道を開いていただいたほうが、先ほどの川島委員のお話にありましたように、簡素化といいますか、なるべく甲乙側でいろいろな業務量を削減するということは必要だと思うので、ちょっと大きな話になるのかもしれませんが、少し御検討いただければと思います。

それから13ページの(2)で、最後に学識経験者等の意見を聞きながらということで、総合評価委員会における学識経験者ということ、これは従前と変わらないと思うのですが、書きぶりとしては、これでいいのかもしれませんが、結構、大学にありますと、この学識経験者に当てられることが多くて、かなり遠方まで出かけている先生も、数が少ないものですから出てくる中で、例えば道庁のOBの方だとか、そういう方も、普通の入札監視委員会は適さないと思うのですけれども、総合評価の学識委員としては、もう実際にやっているのかもしれませんが、ぜひ登用していただくような方向で少し検討していただきたいと思います。

それから14ページの担い手の確保の取り組みですけれども、ここについての最後のところの「建設産業支援プラン」との両輪でいくということなのですけれども、先ほども議論出ておりました、最低制限価格等々の考え方の中で、理念としてはいいと思うのですけれども、そういう育成確保に取り組みがなされるようなお金が、建設業者側にも行くようなことを前提として積算するというようなことも理念として書いておいていただいたほうがいいのではないかなという感じであります。

その他に気がついた点でございますが、一つは、そもそも道庁の監督技術者の技術力の向上とか、そういうことも少し書き込んでいただいて、どうしても今、発注者支援業務が非常に増えている中で、実際の工事監督に携わる機会が少なくなっている傾向は否めないと思いますので、そういう技術力の向上というのも重要だと思いますし、また発注者支援業務というのが幅広く採用されていると思うのですけれども、そういうものをどういうふうにこの中で続けていくかということについても、どこかにちょっと書いているのかもしれませんが、もう少し明確に位置づけていただいたほうがはっきりするのではないかと思います。

以上です。

石黒委員長

どうもありがとうございました。

多岐にわたっておりますけれども、現在のところで、事務局のほうで答えていけるところがあれば、お願いいたします。

事務局（関主幹）

では、1ページの「道」の置き位置ですけれども、それは確かにそうかもしれないと。公共工事の品質確保に関する道の基本的な取り組みの方向性と言ったところのほうが適切かもしれないので、検討させていただきます。

事務局（蛭川主幹） 現在、一般の工事につきましては、全て事後公表ということでやっております。ただしプロポーザル方式、こちらについては予定価格というのを事前に公表して、その金額の中で技術提案をしていただいてやるという業務も一部ございまして、そういったことから原則としてという表現を使わせていただいております。

石黒委員長 その時には、そういうような部分も表現というか、文書に書いていくことになるのですね。ここでは、原則として事後公表としか書いていないけれども、これは骨子ですから、素案そのものは、そういうようなところも想定されていると。

事務局（蛭川主幹） そういう想定になるのかなと考えております。

事務局（関主幹） 8ページの契約方式の選択の重み付けの話ですけれども、今すぐやらなきゃいけないというのは、ある程度想定しておりますので、その辺の重み付けの表現について検討したいというふうに考えております。

10ページ目のCM方式の表現については、再度確認の上、検討させていただきたいというふうに思っています。

その次の、指名競争の考え方。

事務局（蛭川主幹） 御指摘のとおり、この表現が1,000万円未満で一般競争入札の性質にないという表現があるのですけれども、高野先生おっしゃるとおり、1,000万円を超えても工事の難易度、内容によりましては、実際指名しているケース、災害とか時間がないものとか、そういった時点ではやっておりますので、この辺の表現につきましても、ちょっと検討させていただきたいと考えているところです。

事務局（関主幹） 13ページ目の「学識経験者」の、元々運用指針記載の中には、例えば市町村でやる場合には、道職員がやっていたりするので、そういった人も含んだ中身として想定をしておりますので、表現を検討したいと思います。

14ページの建設産業支援プランの理念に追加すると、適正な予定価格みたいなことを追加することについては、内容の記載を考えたいと思っております。

道庁職員の技術力向上については、今回の中には、検査等の研修とかという表現はあるのですが、技術力そのものの向上みたいな表現は今のところ入れておりませんので、道の方も、今35歳未満の職員が急激に減るといったような技術の継承課題がございますので、その辺については検討した上で、次回報告したいと考えております。

発注者支援の話は、建設技術センターに道もかなり委託している実情がありますけれども、表現については、活用促進といったさらっとした中身になっておりますので、これから実施としていく取り組みについても、もう少し詳細に検討したいと考えております。

以上です。

石黒委員長 今、お答えいただいたところについて、委員の方で何かちょっとお聞きしたいなということがあればと思いますがよろしいですか。

では、あとでまた繰り返しになっても構いませんので、それ以外の点について、委員の方のほうでありましたら、お願いいたします。

国のほうでは、参考資料4の2枚目に基本的な方針として10項目あって、道のほうはこれがある程度整理して、7項目ぐらいになっているのですかね。その中で、私が申し上げた1点目は、この中で国の方針等には無いのですけれども、担い手という項目を独立させたというのは、今、我々まさに困っている大きなポイントなので、これは非常にありがたいと思っております。

ただ、担い手の確保というのは、今、黙っていると高齢者がやめていって、若い人が入ってこないで、どんどん構造的に減っているのですね。3年後ぐらいには、本当に不調、不落がまた続発するんじゃないかという心配をするほど、我々にとって最も大変な問題なのですが、その割には担い手の育成・確保の取り組みの中身というか、支援の出し方がちょっと足りないんじゃないかと、まだいろいろ担い手の確保をする方策があるというか、考えなければいけないのではないかというふうに思うのです。ですから、これはしょっちゅう、例えば官民の懇談会とか、開発局との懇談会で、ここの部分が一番大きなテーマになっていまして、いろいろな議論がされているのですけれども、もちろん例えば労務単価だとか、一般管理費のアップとか、発注の平準化とか、いろいろ言われていますけれども、ここをもうちょっと書き足して、細かいことでもいいので、我々にとって、建設業にとっては最も大事で、かつ喫緊の課題なのです。ですから、ここをもうちょっと知恵を出した表現が出ないかなと。

例えば、細かいことなのですけれども、つい最近、官僚の方と話したのは、私どもは4月5月6月という端境期があるのですけれども、その4、5、6の端境期というのは、ほとんど遊んでいるんですね。作業員も機械も。そこを何とか活用するというのが、ものすごく経営上安定するし、技能者の収入にも影響を及ぼすので、細かいのですけれども、ものすごいポイントなのです。それは、発注の平準化という言葉でゼロ道債、2年国債を出せばちょっとはいいかなということでして、もうちょっとそれは明確な方針を打ち出して、4月5月6月に作業員と機械を動かして、現場を動かすという、そういうような明確なものが打ち出されないと、それも一つなのですけれども、要するに担い手の確保というのは、そういうようなことを書き込まれないと問題ではないかと。

それからもう1点、支援プランと関連する、あるいは企業の安定というのでしょうか、果たしてここに書き込めるかどうかかわからないのですけれども、要するに予算の安定的な確保、工事量の安定的な確保なんですね。それが経営とか、担い手を確保するのに最も重要なのです。この3年間、アベノミクスで2年間15ヶ月予算がついて、どんと出て、担い手不足がどっと顕在化しました。そして今年は、予算上は8掛けぐらいかもしれませんが、感覚的には7掛けぐらいで、そうすると昨年、機械を買った人、ダンプを買った人、あるいは人を増やした人、今年は参ったなど。もう3年間で2年は良かったけれども、1年また元に戻るような感じなのです。ですから、我々補正は余力だと思って、それ無視して、当初予算をとにかく安定的に確保することで経営をもっていこうと。そうしなければ、一時的な補正予算でぽっと出たからって、そこで人を増やしたり、機械を増やすことはできないので、しかし少なくとも当初予算については、安定的に5年10年を見通せるような、そういうことが大項目としてないと、我々は設備投資とか、人員等の採用、担い手の確保で、なかなか動けないところがあるのです。これが2点目です。

3点目は、1回目から申し上げているように、この運用指針というのは非常によくでき上がっているのです。ですから、今回の北海道の取り組みの見直し骨子案というのでしょうか。これに、添付するのですけれども、運用指針をきちっと全文もしくはダイジェストでもいいのですけれども、例えば参考資料の5、これでもいいのですけれども、運用指針を一つにまとめて添付資料

とする。そのぐらいこの運用指針をもっと重視したことに、我々、業界としては感じています。  
以上です。

石黒委員長

ありがとうございました。

今の御意見、御指摘等について、今の時点で何か答えられることがありましたら、お願いいたします。

事務局（関主幹）

御指摘の中の、4月5月6月の端境期の話ですけれども、今の工事期間の中には、確かに債務負担行為の活用によって平準化を図るといふうにしか書いておりません。国のほうでは、それほど大きな工事ではなくて、年度途中からの債務負担行為といった取り組みを進めております。道の状況で言いますと、大半が今、交付金事業ということで、国からの補助事業で構成されているものですから、例えば秋に発注して、次の年の予算が全く見えない中で、どこまで債務負担を組めるかとか、そういった調整を今後、国ともやらないといけませんし、道の財務サイドとも詰めていかないといけないなと思っておりますので、協議の状況を踏まえて書き込めることについては、次回の素案の中に検討して書きたいと考えます。

予算の安定化については、確かに先ほどの説明の資料4の14ページの一番下のところには、我々も最後は公共事業の安定確保といったことを意識して、イメージにはしております、この取り組み方針の中に、どこに取り込めるかどうかわかりませんが、ちょっと検討はしてみたいと。書きぶりがちょっと弱く、国に対して要望するとか、そういった表現になってしまうかもしれませんが、安定的確保といった取り組みの一つとして検討したいと思えます。

最後、運用指針、前回の取り組みの方針の最後に、参考資料として一体的に品確法とか、基本方針とかはセットでつけていたこともありますので、今回は運用指針、基本的には国のほうも自治体がきちんと使えるようにということで作ったものですので、道の参考資料として、きちんと添付した形で、最後、取りまとめたいて考えております。

以上です。

川島委員

一番最初に申し上げたのは、担い手の確保に対する施策がもっと知恵を出せるのではないかと、我々もやりたいのですけれども、発注者側も今回、大きな責任として国交省が打ち出しているので、担い手の確保に対する行政としての施策が今回の記述ではちょっと余りにも頼りないというか、貧弱だなというふうに思われるのですけれども。

事務局（鷲頭主幹）

建設管理課の鷲頭でございます。私どもは、建設産業の支援ということで、支援プラン等の担当をさせていただいておりますけれども、今、おっしゃられましたように、やはり担い手の確保ということで、非常にこれは重要な課題であるということでございまして、これについては確かに書き込みのほうで、これは建設産業の振興という立場での書き込みになっておりますけれども、こちらのほうで建設業の役割の発進ですとか、重要性のPR、そういったことを中心に書かせていただいているのですが、これだけでは十分かという、当然そうではないのでございまして、あわせて地域でもって、3カ所ぐらいの地域を選定して、今年度はいろいろと地域の業界団体あるいは自治体、あるいは商工団体なんかも含めまして、そもそも今までの施策を検討して、ここの取り組みにつなげていきたいというようなことも含めて考えております。その辺の書き込みについては、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

石黒委員長

素案を、作成していく過程で、いろいろと御指摘いただきながら、できる範囲で素案を提示していただきたいと思います。その辺も含めてお願いいたしたいと思います。

安達委員

今の点で、一つよろしいでしょうか。今、川島委員がおっしゃったように、私も、担い手の育成確保というのは中小企業の建設業者さんが皆さん非常に悩んでいるところです。しかしながら、現実には若い従業員が全くいない企業も多いです。しかし、一方では若い従業員が大勢頑張っている企業もあります。例えばどういう企業かという福利厚生に力を入れている企業です。一般的に、建設業は労働時間の平準化が難しい業種で日曜・土曜日は休めない時期もあり、特に夏場等は早朝から深夜まで働き、休日もとれない状態もありますが、そのような労働環境の下でも若い方が不平も言わず元気で働いている企業がありました。不思議に思い、社長さんに若い方の採用方法等をお聞きすると、これはどの企業でもできるという例ではないと思いますが、「実は、わが社は、皆が頑張って利益を上げてくれれば、従業員への還元という意味で社員旅行に行くことにしており、実際に毎年実行できています。特に若い従業員の頑張りへのご褒美として最近では海外旅行を企画し、その結果、若い従業員がそれを励みに会社を辞めないで頑張ってくれています」とのお話でした。私の感覚とは異なり、今の時代は、会社の仲間と一緒に楽しめる社員旅行、しかも海外旅行が若い人にとっては魅力的なのかと認識しました。そこで、この例のように企業の努力や工夫、福利厚生、職業訓練、資格手当等を厚くする等で、これからの担い手を確保し育成している企業に配慮できる入札方式はできないものかと考えます。国の補助金の審査では、賃金上昇に資する取り組みがあるかどうか等、給料をここ何年間のうちに何パーセント以上アップしたという項目が審査項目に入っているものもあることから、若者対策をすることで、入札の審査が有利になる等の加点があれば、企業も若者対策に力を入れやすいのでは、と日ごろ思っていたことから具体例の一つとして挙げさせていただきます。

石黒委員長

ありがとうございました。

何かございますか。可能な範囲で素案の中に、できる範囲で盛り込んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

そのほかの件でも、ほかの委員の方、何かございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、これまでお出しいただいた御意見等を盛り込める範囲で検討していただきながら、素案をつくと。それから、今日欠席の委員の方の御意見も伺うと、それと本日、気づかなかつたとかを含めて素案を作成の時点で気がついたことがございましたら、事務局のほうに御指摘をいただければと思いますので、お願いいたします。

それでは、次に議事の 5) の「その他」に入りますが、事務局の方で何かございますか。

事務局（関主幹）

本日欠席されました2名の委員に対しては、本日の議論内容も含め説明する予定としております。

次回の委員会の開催予定ですが、本日いただきました意見等を踏まえて、更に検討し、次回素案の議論をいただきたいと考えておりますが、7月中旬から下旬頃に開催したいと考えているところです。

委員の皆さまには、別途、日程調整をさせていただきますので、引き続きよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

石黒委員長

以上で、議事は全て終了しました。  
全体を通して、意見等はございませんでしょうか。

【意見なし】

これもちまして、北海道建設業審議会 品確法取組方針等検討専門委員会を閉会します。  
議事進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。